

第2編 基本構想

第1章 吉野ヶ里町の将来像

028-031

1.まちづくりの基本原則

028

2.将来像

029

3.政策目標と施策

030

第2章 人口の目標と土地利用の方針

032-035

1.人口の目標

032

2.土地利用の方針

034

第3章 施策の大綱

036-047

1.人にやさしいよしのがり

036

2.快適で安全・安心なよしのがり

038

3.人と歴史・文化が輝くよしのがり

040

4.活力とにぎわいあふれるよしのがり

042

5.定住と交流を育むよしのがり

044

6.共につくる自立したよしのがり

046



吉野ヶ里町の将来像



1. まちづくりの基本原則

「第1編 序論」に基づき、新しいまちづくりを進める上で、すべての分野において基本とする原則を次のとおり定めます。

原則1

“吉野ヶ里スタイル”を追求するまちづくり

本町の特性・資源を最大限に生かし、教育や文化から環境、福祉、産業、人材、そしてまちづくりの仕組みに至るまで、多様な“吉野ヶ里スタイル”を創造し、全国・世界に向けて発信するまちづくりを進めます。



原則2

“人と環境”を重視したまちづくり

子どもから高齢者まで、町民一人ひとりの生命や人権、暮らしを尊重した、生活者重視のまちづくりを進めるとともに、環境保全を基本に、優れた自然と共生する持続可能な循環型のまちづくりを進めます。



原則3

“わ”を大切にするまちづくり

人と人、地域と地域、町民と行政との連携や結びつき、交流を大切に守り育て、多様な主体が融和し、互いに助け合い、協働するまちづくりを進めるとともに、これを原動力に、地方分権時代にふさわしい自立したまちづくりを進めます。



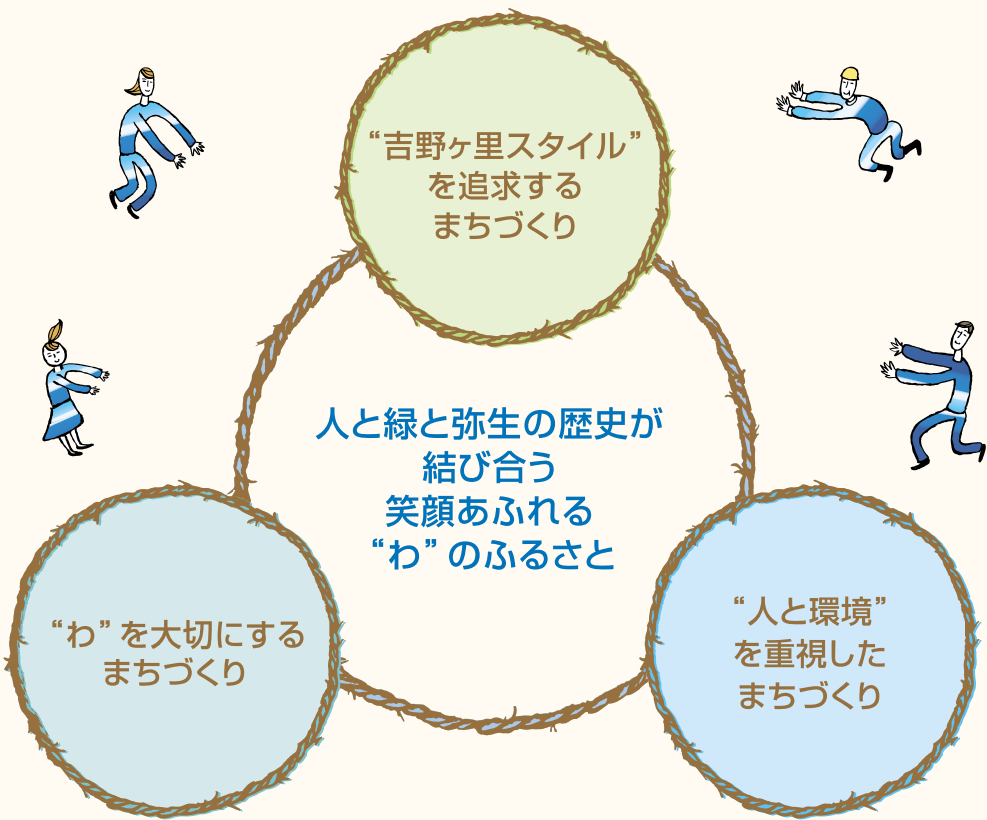
2. 将来像

将来像は、本町が今後目指す姿を明示するものであり、これからのまちづくりの象徴となるものです。

「第1編 序論」、まちづくりの基本原則を総合的に勘案し、また「三田川町・東脊振村新町建設計画」の将来像を踏まえ、すべての分野にわたって、「吉野ヶ里スタイル」を追求

するまちづくり」、「人と環境」を重視したまちづくり」、「わ」を大切にするまちづくりを進め、優れた自然環境・歴史環境の中で、子どもも高齢者も、町民一人ひとりが常に笑顔でいきいきと輝きながら暮らしていることを実感できるふるさとを創造していくという想いを込め、将来像を次のとおり定めます。

人と緑と弥生の歴史が結び合う 笑顔あふれる“わ”のふるさと





3. 政策目標と施策

将来像の実現に向け、新たなまちづくりの政策目標（分野別の政策の柱）と施策（政策目標の下に展開する施策）を次のとおり定めます。なお、

町民ニーズを踏まえ、保健・医療・福祉分野、生活環境分野、教育・文化分野、産業分野、都市基盤分野、共生・協働・行財政分野の順で設定しています。

政策目標1 人にやさしいよしのがり

- 健康づくり・医療体制の充実
- 地域福祉の充実
- 子育て支援の充実
- 高齢者支援の充実
- 障がい者支援の充実
- 社会保障の充実

予防を重視した社会づくりと町民一人ひとりの健康寿命*の延伸に向け、総合的な保健・医療体制の整備を進めます。

また、やさしく地域連帯感の強い住民性等を生かしながら、支え合いの精神に基づく地域ぐるみの福祉体制づくりを進めるとともに、子どもを

安心して生み育てることができる子育て支援体制の充実、高齢者や障がい者がいきいきと暮らすことができる介護・自立支援体制の充実を図り、だれもが健康で安心して暮らすことができる人にやさしい健康福祉環境づくりを進めます。

※認知症や寝たきりにならない状態で自立して生活できる期間

政策目標2 快適で安全・安心なよしのがり

- 環境自治体の形成
- 上水道の充実
- 下水道の充実
- 廃棄物処理等環境衛生の充実
- 公園・緑地の整備
- 消防・防災の充実
- 防犯・交通安全の充実

脊振山地と佐賀平野、田手川に代表される水と緑の美しい自然環境・景観を誇るまちとして、自然の保全はもとより、環境・景観の保全と創造、新エネルギーの導入に向けた施策を総合的に推進し、内外に誇りうる特色ある環境自治体の形成を進めます。

また、美しく快適な生活の確保と水環境・水循環の視点に立った上水道・下水道の充実、循環型の

社会づくりに向けた廃棄物処理体制の充実、うるおいのある親水・親緑空間の保全と創造、さらには大地震への備えをはじめとする災害に強いまちづくり、犯罪や事故のないまちづくりなど危機管理体制の充実を図り、だれもが住み続けたい、移り住みたい、快適・安全・安心な生活環境づくりを進めます。

政策目標3 人と歴史・文化が輝くよしのがり

- 学校教育の充実
- 生涯学習社会の形成
- スポーツの振興
- 歴史・文化の継承と創造
- 青少年の健全育成
- 国内外との交流活動の促進

本町の多様な地域資源や人材を活用した特色ある教育活動の推進や学校施設の整備をはじめ、明日の本町を担う子どもの生きる力を育む教育環境の充実を進めるとともに、各世代の学習ニーズに即した学習環境の充実を図り、生涯にわたって学び続け、自己を高めていくことができる、生涯学習社会の形成を進めます。

また、活発な住民活動を一層促進し、町民同士の融和や交流を深めながら、スポーツ活動や芸術・文化活動、国内外との交流活動等を支援・促進していくとともに、吉野ヶ里遺跡をはじめとする貴重な歴史・文化資源を有するまちとして、有形・無形の文化財の保存とまちづくりへの一層の活用を図り、文化の薫り高いまちづくりを進めます。

政策目標4 活力とにぎわいあふれるよしのがり

- 観光の振興
- 農林業の振興
- 商業の振興
- 工業の振興
- 雇用対策・勤労者福祉の充実
- 消費者対策の充実

吉野ヶ里歴史公園をはじめとする多彩な観光・交流資源の有効活用、一体化により、観光・交流機能の充実に努めます。

また、担い手の育成による経営体制の強化や生産基盤の一層の充実をはじめ、特産品の開発やブランド化、地産地消の促進、都市との交流の促進など、地域に密着した柔軟な支援施策を推進し、農林業の維持・高度化と農地・森林の持つ

多面的機能の保全・活用に努めます。

さらに、商工会の育成やこれと連携した商店街の活性化施策の推進、恵まれた交通立地条件を生かした企業誘致の推進等により、商工業の振興に努めるほか、雇用対策・勤労者福祉の充実や消費者対策の充実に努め、活力とにぎわいあふれる産業の育成を進めます。

政策目標5 定住と交流を育むよしのがり

- 土地の有効利用
- 市街地の整備
- 住宅施策の推進
- 道路・交通網の充実
- 情報化の推進
- ダム関連事業の推進

町の一体的・持続的発展に向け、恵まれた交通立地条件を生かし、さらに高める視点に立ち、計画的かつ調和のとれた土地利用を推進します。

また、これに基づき、人々が集う魅力ある市街地の形成や、定住基盤となる快適な住宅・宅地の整備を進めるとともに、国道385号の歩道整備をはじめとする国・県道の整備促進、町道の整備、

鉄道交通やバス交通の利便性の一層の向上、電子自治体の構築と地域情報化を図り、定住と人・物・情報の交流を促進する便利で安全な都市基盤づくりを進めます。

また、五ヶ山ダムの建設に伴う周辺地域の整備等を計画的に進め、地域活性化を図ります。

政策目標6 共につくる自立したよしのがり

- 男女共同参画の促進
- 人権の尊重
- コミュニティの育成
- 協働のまちづくりの推進
- 自立した自治体経営の推進

男女が共に社会のあらゆる分野に参画することができる男女共同参画社会の形成に向け、意識改革や条件整備を進めるとともに、すべての人の人権が尊重され、共に生きることができるよう、人権教育・啓発活動を推進します。

また、地域連帯感の強い住民性等を生かし、支え合い、協力し合って地域を共につくるコミュニティの育成を進めるとともに、町民と行政との情報・意識の共有化、多様な分野における町民や民間

の参画・協働の促進など、町民と行政との新たな関係を構築し、協働のまちづくりを推進します。

さらに、限られた経営資源を有効に活用し、本格的な地方分権時代に即した自立したまちを創造し、持続的に経営していくため、民間経営理念・手法を導入し、行財政全般について常に点検・評価・公表を行いながら、町民の視点に立った行財政改革を推進します。

第2章 人口の目標と土地利用の方針



1. 人口の目標

平成17年の国勢調査結果によると、本町の総人口は16,100人となっており、直近の5年間の推移をみると、ほぼ横ばい傾向となっています。

過去の人口推移に基づき、コーホートセンサス変化率法^{*}による人口推計を行った結果によると、本町の人口は、今後、減少傾向で推移し、本計画の目標年度である平成29年度には、15,500人～15,600人程度になることが予測されています。

しかし、本町の将来を展望すると、市街地整備や住宅施策の推進による定住基盤の整備をはじめ、快適・安全・安心な居住環境づくり、保健・医療・福祉・子育て支援体制の整備、教育・文化環境の充実、自立した産業の育成と雇用の場の創出等により、人口は減少に転

じることなく、微増傾向で推移していくことを目標にすべきであると考えられ、平成29年度の総人口の目標を、17,000人と設定します。

年齢階層別人口については、14歳以下の年少人口は2,460人(14.5%)、15～64歳の生産年齢人口は10,490人(61.7%)、65歳以上の老年人口は4,050人(23.8%)と設定します。

また、総世帯数は6,050世帯、一世帯当人数は2.81人と設定することとします。

就業構造については、就業人口総数は8,610人、就業率は50.6%、産業別では、第1次産業は470人(5.5%)、第2次産業は1,990人(23.1%)、第3次産業は6,150人(71.4%)と設定します。

^{*} 同時出生集団(コーホート)の一定期間における人口の変化率を計算し、その変化率が将来も変化しないと仮定して推計する人口推計手法



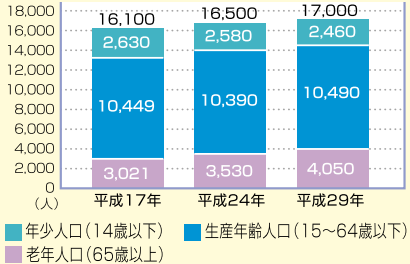
人口・世帯の目標

■ 総人口・年齢階層別人口・総世帯数・一世帯当人数 (単位:人、%、世帯)

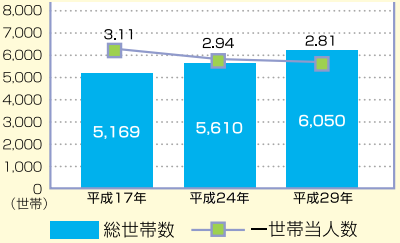
項目	年	平成17年	平成24年	平成29年
総人口		16,100	16,500	17,000
年少人口(14歳以下)		2,630(16.3)	2,580(15.6)	2,460(14.5)
生産年齢人口(15～64歳)		10,449(64.9)	10,390(63.0)	10,490(61.7)
老年人口(65歳以上)		3,021(18.8)	3,530(21.4)	4,050(23.8)
総世帯数		5,169	5,610	6,050
一世帯当人数		3.11	2.94	2.81

注) 平成17年は実績値。目標値は、人口推計をもとに本町の将来を展望して設定したものであり、10人及び10世帯単位としている。

■ 総人口・年齢階層別人口 (単位:人)



■ 総世帯数・一世帯当人数 (単位:世帯、人)



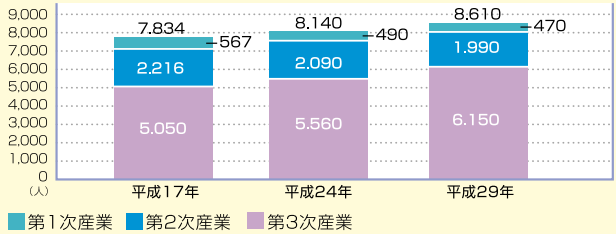
就業構造の目標

■ 就業人口総数・産業別就業人口・就業率 (単位:人、%)

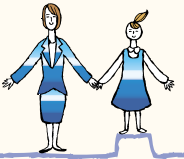
項目	年	平成17年	平成24年	平成29年
就業人口総数		7,834	8,140	8,610
第1次産業		567(7.2)	490(6.0)	470(5.5)
第2次産業		2,216(28.3)	2,090(25.7)	1,990(23.1)
第3次産業		5,050(64.5)	5,560(68.3)	6,150(71.4)
就業率		48.7	49.3	50.6

注) 平成17年は実績値であり、就業人口総数には1人の分類不能を含む。目標値は、人口推計をもとに本町の将来を展望して設定したものであり、10人単位としている。

■ 就業人口総数・産業別就業人口 (単位:人)



第2章 人口の目標と土地利用の方針



2. 土地利用の方針

土地は、町民の生活や産業活動等の共通の基盤であり、まちづくりの最も基本的な要素です。このため、町の発展のためには、土地を高度かつ有効に利用していく必要があります。

長期的・広域的視点に立ち、本町の一体的・

持続的発展に向けた合理的かつ計画的な土地利用を推進し、将来像を効果的に実現するため、2つの拠点と3つのゾーンを設定し、その基本的な整備方針を次のように定めます。

① 2つの拠点の整備方針

生活拠点

三田川庁舎及び東脊振庁舎を中心とした地域を「生活拠点」として位置づけ、行政拠点機能をはじめ、交通拠点機能や教育・文化機能、保健・福祉機能など、生活の拠点としての多様な機能の強化を図ります。

観光・交流拠点

吉野ヶ里歴史公園

吉野ヶ里遺跡の保存・活用を図る国営・県営歴史公園として整備が進められている吉野ヶ里歴史公園を「観光・交流拠点」として位置づけ、日本を代表する歴史公園としての整備及び観光・交流機能の強化を国・県に働きかけていくとともに、本町の観光・交流の核として一層活用していきます。

五ヶ山ダム水源地域

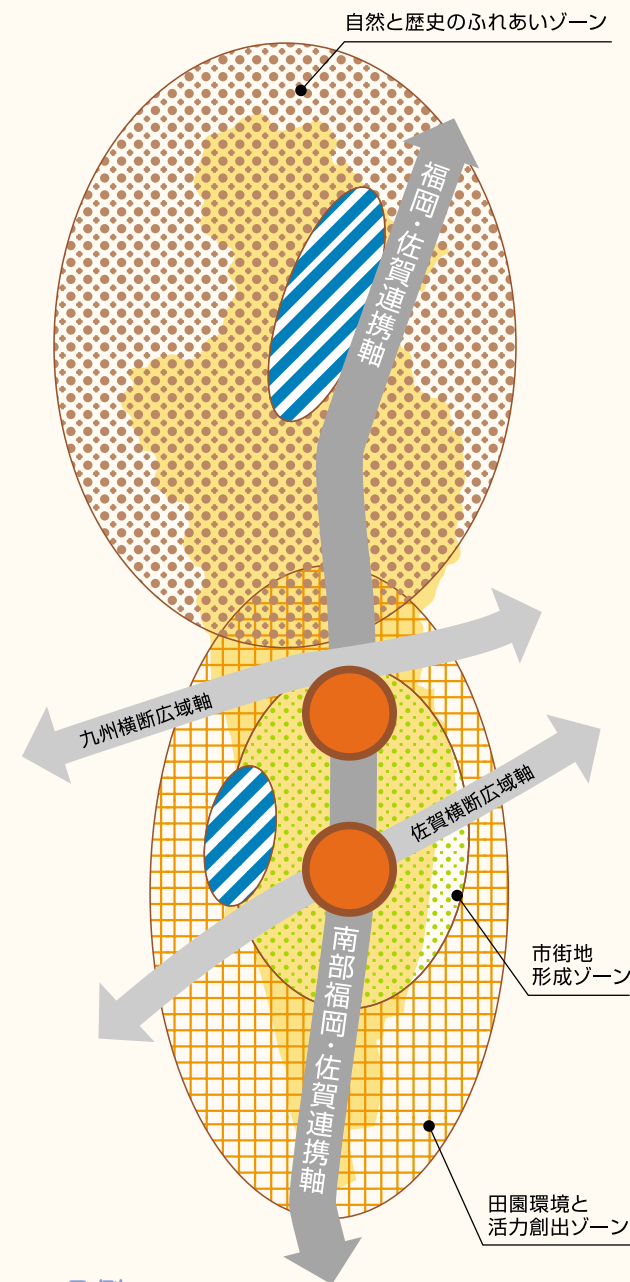
ダム建設が進められている五ヶ山ダム水源地域を「観光・交流拠点」として位置づけ、観光基盤の整備を計画的に進め、豊かな自然や福岡県に隣接する立地条件を生かした都市と農村との交流拠点として活用していきます。

② 3つのゾーンの整備方針

自然と歴史のふれあいゾーン

「観光拠点」である五ヶ山ダム水源地域をはじめ、霊仙寺跡やサザンカ自生北限地、「道の駅」吉野ヶ里さざんか千坊館、山茶花の湯、トム・ソーヤの森などの自然・歴史資源、観光・交流資源を有する、町北部の脊振山地の森林及び丘陵地からなる地域を「自然と歴史のふれあいゾーン」として位置づけ、あふれる自然や歴史を生かした都市との交流空間として活用していくとともに、自然や歴史と共生する快適でゆとりある居住空間の整備を進め、地域の活性化に努めます。

土地利用方針イメージ図



凡例

広域交流軸	生活拠点	観光・交流拠点	自然と歴史のふれあいゾーン	田園環境と活力創出ゾーン	市街地形成ゾーン
←→	●	斜線	点	点	点

田園環境と活力創出ゾーン

佐賀東部中核工業団地をはじめとする大規模な工業団地の集積を有するとともに、農業生産基盤の整備が進んだ田園地帯が広がる町南部の平野部からなる地域を「田園環境と活力創出ゾーン」として位置づけ、産業立地機能の充実、整備された優良農地の保全・活用、生活環境の整備等を進め、雇用の安定・確保と活力の創出、工業・農業環境と調和した快適で魅力ある居住空間の整備を進めます。

市街地形成ゾーン

「生活拠点」を核に、主要道路・交通網が交差し、公共施設や商業施設、住宅等が集積する地域を「市街地形成ゾーン」として位置づけ、環境との共生に配慮した都市基盤整備を進めるとともに、土地の高度利用による新たな住宅地の形成誘導や商業機能の充実等を進め、良好な住環境の確保と定住・移住の促進、にぎわいのある市街地環境の創出に努めます。

第3章 施策の大綱



1. 人にやさしいよしのがり

① 健康づくり・医療体制の充実

予防重視型の社会づくりと町民一人ひとりの健康寿命の延伸を見据え、特定健康診査等実施計画に基づき、また健康増進計画、食育推進基本計画等の新たな指針の策定のもと、健全な生活習慣の形成のための健康づくりの定着化、子どもが健やかに生まれ育まれる

環境づくり、地域の健康課題を踏まえた健診・保健指導の推進に向け、体系的な保健サービスを推進します。

また、ますます高度化・多様化する医療ニーズに応えられるよう、町内外の医療機関との連携のもと、地域医療体制の充実を進めます。

② 地域福祉の充実

すべての町民が地域の中で共に支え合いながら健康で安心して暮らせるよう、地域福祉計画の策定のもと、総合的な相談・情報提供体制の整備など福祉関連サービスを利用しやすい環境づくりを進めるとともに、社会福祉協議会や福祉団体、福祉ボランティア団体・

NPO等の地域に密着した福祉活動を促進し、地域福祉の多様な担い手の育成と支え合う地域づくりを進めます。

また、すべての人が安全に安心して暮らせる環境づくりに向け、ユニバーサル・デザイン^{*}のまちづくりを進めます。

③ 子育て支援の充実

本町で子どもを育てたい、育ててよかったと思えるまちづくりに向け、次世代育成支援行動計画に基づき、放課後児童クラブや地域子育て支援センター事業の充実、子育て支援のネットワークづくり、児童館の整備など地域における子育て支援の充実をはじめ、児童虐待やひとり親家庭など要保護児童への対応、保育サービスの充実など職業生活と家庭生活との両立の支援、子どもと母親の健康の確保に向けた施策の展開、次代の親の育成など教育環境の整備、さらには子育てを支援する安全・安心な生活環境の整備や子どもの安全

の確保など、多面的な施策を総合的に推進します。



④ 高齢者支援の充実

超高齢社会の到来を見据えた総合的な対応が求められる中、高齢者保健福祉計画及び佐賀中部広域連合による介護保険事業計画に基づき、高齢者の健康づくりや在宅生活支援、生きがい対策等に関する保健福祉施策を

推進するとともに、地域包括支援センターを核とした地域支援事業の効果的な推進、要支援認定者を対象とした予防給付、要介護認定者を対象とした介護給付の実施等を図り、予防重視型システムの定着を進めます。

⑤ 障がい者支援の充実

障がいのある人が自立し、安全で安心して生活できるよう、障がい者計画及び障がい福祉計画に基づき、介護給付や訓練等給付の実施、地域生活支援事業の推進など、自立支援システムの定着を図りながら、ノーマライゼー

ション^{*}の理念の浸透に向けた啓発・広報の推進をはじめ、療育・教育の充実や雇用・就業の促進、保健・医療の充実、社会参加の促進、地域での生活支援等に向けた取り組みを総合的に推進します。

※だれもが普通の生活を送ることができる社会こそ正常であるという考え方

⑥ 社会保障の充実

生活保護世帯の生活の安定と自立の促進に向け、関係機関との連携のもと、相談・指導の充実、生活保護制度の適正な運用を図ります。

また、国民健康保険事業の健全化に向け、関連部門が一体となった生活習慣病対策の

効果的推進をはじめ、医療費の適正化対策、国民健康保険税の収納率向上対策に努めるほか、国民年金制度に関する広報・啓発活動や相談の充実に努め、制度の周知徹底に努めます。



第3章 施策の大綱



2. 快適で安全・安心なよしのがり

① 環境自治体の形成

内外に誇りうる特色ある環境自治体の形成に向け、環境基本計画や新エネルギービジョン等の新たな指針の策定のもと、環境教育や啓発活動を積極的に推進しながら、水と緑の美しい自然環境・景観の保全をはじめ、水質汚

濁や騒音・振動等の地域における環境問題から地球温暖化等の地球環境問題に至る様々な環境問題への対応、新エネルギーの導入、美しい景観づくりなど、環境・景観施策を総合的に推進します。

② 上水道の充実

快適な町民生活に不可欠な安全・安心な水の安定供給（上水道、簡易水道）を図るため、施設の老朽化や災害時への対応、安全性の向上等を見据え、佐賀東部水道企業団との

連携のもと、上水道施設の整備及び未加入世帯の加入促進を進めるとともに、簡易水道事業の充実に努めます。

③ 下水道の充実

下水道がほぼ整備されたまちとしての特性をさらに伸ばし、美しく快適な居住環境づくりと公共用水域の水質保全を一層進めるため、残された区域における公共下水道事業を計画的に推進するとともに、整備された農業集落

排水施設の適正管理、合併処理浄化槽の設置促進を図り、町全域における污水处理施設の早期整備及び加入・普及促進に努めます。

また、循環型のまちづくりの一環として、下水処理水や下水道汚泥の有効活用に努めます。

④ 廃棄物処理等環境衛生の充実

循環型社会の形成に向け、一般廃棄物処理基本計画に基づき、脊振共同塵芥処理組合による広域的なごみ処理・リサイクル体制の充実や町内におけるリサイクルセンターの増設を進めるとともに、町民への啓発活動を推進しながら、ごみ分別の徹底や生ごみの

※リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生使用）運動

堆肥化、3R運動^{*}の促進、三神地区環境事務組合による広域的なし尿処理体制の充実に努めます。

また、周辺自治体との連携のもと、葬祭公園の整備について検討・推進します。

⑤ 公園・緑地の整備

町民の身近なスポーツ・レクリエーションの場、いこいの場、子どもの遊び場の確保と防災機能の向上に向け、緑の基本計画の策定のもと、公園・緑地、親水空間等の整備充実を進めるとともに、地域住民による公園・

緑地等の維持管理を促進します。

また、全町的な緑化運動、花づくり運動を展開し、花と緑に包まれた快適な環境づくりを進めます。

⑥ 消防・防災の充実

安全・安心に対する町民意識の高まりを十分に踏まえ、災害に強いまちづくりを進めるため、消防団の充実をはじめ、神埼地区消防事務組合による広域的な常備消防・救急体制の充実及びさらなる広域化の推進、消防施設の整備を図るとともに、地域防災計画等の指針に基づき、緊急時の情報連絡体制の整備

や自主防災組織の育成をはじめ、総合的な防災体制の確立を図ります。

また、武力攻撃等の緊急事態に対処するため、国民保護計画に基づく施策を推進します。

さらに、関係機関との連携のもと、田手川の整備をはじめ、河川の改修や急傾斜地の崩壊防止など治山・治水対策を進めます。

⑦ 防犯・交通安全の充実

全国的に子どもが被害者となる凶悪犯罪が発生し、犯罪に対する安全性の確保が特に重視される中、警察や関係団体等との連携のもと、啓発活動や情報提供、防犯パトロール等を推進するとともに、防犯灯の設置を図り、町民の防犯意識の高揚及び町一体となった

防犯体制の強化に努めます。

また、交通事故のないまちに向け、警察や関係団体等との連携のもと、交通安全教育や啓発活動を推進し、町民の交通安全意識の高揚を図るとともに、危険箇所や通学路を中心とした交通安全施設の整備を進めます。



第3章 施策の大綱



3. 人と歴史・文化が輝くよしのがり

① 学校教育の充実

子どもたちが、明日の本町を担う人材として成長していくことができるよう、幼児教育の充実努めるとともに、小中学校教育においては、小中の連携を強化し、英語教育の充実や地域の教育力を生かした特色ある教育の推進等による確かな学力の育成をはじめ、道徳教育や福祉教育の推進等による豊かな

人間性の育成、健康教育の充実や食育の推進等による健康・体力の育成など、生きる力の育成を重視した教育活動を推進します。

また、耐震化や老朽化への対応、安全管理の強化に向け、学校施設の整備を計画的に推進するとともに、総合的な子どもの安全対策を推進します。

② 生涯学習社会の形成

町民一人ひとりが生涯を通じて学び続け、自己を高め、その成果が本町のまちづくりに生かされる生涯学習社会の形成に向け、公民館等の生涯学習関連施設の整備充実、新たな拠点となる複合的な機能を備えた総合文化

センター（仮称）の整備を図るとともに、指導者の登録・派遣体制の整備、時代変化や町民ニーズに即した特色ある講座・教室の企画・開催、各種団体の自主活動の促進等に努めます。

③ スポーツの振興

すべての町民が生活の一部としてスポーツ活動や健康づくり活動を行うことができるよう、スポーツ施設の整備充実及び管理運営体制の充実努めるとともに、体育協会

など各種スポーツ団体の育成や総合型地域スポーツクラブ*の育成、指導者の育成・確保、スポーツ大会の充実など、スポーツ活動の場と機会の充実に努めます。

※地域住民だれもが気軽に参加でき、多様なスポーツ活動が行える自主運営型・複合型のスポーツクラブ



④ 歴史・文化の継承と創造

うるおいのある暮らしの確保と個性的な文化の継承・創造に向け、文化協会など各種芸術・文化団体の育成に努めるとともに、多様な芸術・文化の鑑賞機会の充実、指導者の育成・確保に努め、町民主体の芸術・文化活動の一層の活発化を促進します。

また、本町が誇る吉野ヶ里遺跡について、博物館の整備など日本を代表する歴史公園

としての整備を国・県に働きかけていくとともに、本町のまちづくり、人づくりへの一層の活用を図ります。また、その他の文化財等についても、調査や保存・活用を進めるとともに、展示施設等の整備を図り、町内外の多くの人々が本町の歴史・文化にふれあえる環境づくりに努めます。

⑤ 青少年の健全育成

青少年を取り巻く環境が大きく変化する中、青少年が明日の本町の担い手として心身共に健やかに育成されるよう、青少年育成町民会議の充実のもと、関連団体を中心とした有害環境の浄化や非行の防止等に向けた活動

を促進するとともに、家庭教育に関する講座の開催等による家庭や地域の教育力の向上、青少年の居場所づくり、青少年の体験・交流活動や地域活動などへの参画促進等に努めます。

⑥ 国内外との交流活動の促進

地球交流の時代に対応した人づくり、まちづくりを進めるため、国際交流推進体制の充実のもと、小中学生を対象とした語学教育の充実、韓国の中学校との交流の充実に努めるとともに、町民主体の多様な国際交流活動の展開を促進します。また、案内板や各種刊行

物等の外国語併記や窓口対応の充実をはじめ、外国人が住みやすく訪れやすいまちづくりを進めます。

さらに、本町の特性・資源を生かした国内の自治体等との交流活動を促進し、地域活性化や町民生活の向上に役立てていきます。



第3章 施策の大綱



4. 活力とにぎわいあふれるよしのがり

① 観光の振興

吉野ヶ里歴史公園を核に、多彩な観光・交流資源を有する本町の観光については、観光戦略に基づき、特に福岡都市圏からの観光客の増加を見据えながら、既存観光・交流資源の充実・活用、五ヶ山ダム周辺等の新たな観光・交流拠点の整備、これら資源のネットワーク化による町内観光ルートづくりを進めます。

また、周辺観光地と連携した広域的な観光体制の充実、特色あるイベントや祭りの開催、食資源の発掘、本町ならではの景観の保全と創造、観光PR活動の強化、観光ボランティアの育成・活用、おもてなしの心の向上、コミュニティホールの活用など、多面的な取り組みを推進します。

② 農林業の振興

山間部を中心に農地の遊休・荒廃化が進む中、自立した農業の実現と農業・農村の持つ多面的な機能の保全・活用に向け、農地や農道、用排水施設の整備・保全等による農業生産基盤の充実を進めながら、集落営農組織や認定農業者の育成・確保による経営体制の強化を図るとともに、農産物の生産性の向上やブランド化、特産品の開発及び産地化を促進します。

また、食の安全と環境に配慮した環境にやさしい農業の促進をはじめ、さざんか千坊館

などの直売施設の活用や学校給食との連携等による地産地消の促進、体験・観光農業の取り組み等による都市との交流の促進、有害鳥獣対策の推進など、多様な取り組みを一体的に進めます。

北部一帯に広がる森林については、将来にわたって適正に整備・管理され、森林の持つ多面的な機能が持続的に発揮されるよう、森林組合を中心とした合理的な体制整備のもと、計画的な森林整備を進めるとともに、地元産材の利用による地産地消を促進します。

③ 商業の振興

にぎわいのある商業地の再生と創造を目指し、商業活性化の中核的役割を担う商工会の育成・強化に努めるとともに、これと連携しながら、経営の近代化や後継者の育成、地元商店ならではの特色ある商品・サービスの

提供、イベント戦略の展開等の促進、さらには都市基盤整備と連動した商店街の環境・景観整備や空き店舗対策の推進など、近代的・魅力的な商業活動の促進に向けた取り組みを推進します。

④ 工業の振興

地域活力の向上と雇用の場の確保を見据え、商工会との連携のもと、既存企業の体質強化、経営の安定化の支援、地場製品のPR等に努めるとともに、異業種間交流の促進等による産業支援・研究開発機能の強化を図り、製品の

高付加価値化や新産業の開発等を促進します。

また、恵まれた交通立地条件を生かし、工業用地の確保・整備のもと、企業誘致活動を推進し、優良企業の立地を促進します。

⑤ 雇用対策・勤労者福祉の充実

各種の産業振興施策を通じて雇用の場の確保を目指すほか、ハローワーク[※]等関係機関や地元企業との連携のもと、相談や情報提供等を推進し、若者の地元就職及びU・Iターン[※]の促進、女性や高齢者、障がい者の雇用促進に努めます。

※公共職業安定所

また、就業者が健康で快適に働くことができるよう、労働条件の向上促進や勤労者福祉の充実に努めます。

⑥ 消費者対策の充実

インターネットによる有料サイトの架空請求や振り込み詐欺等の悪質商法による被害が多発する中、町民の消費生活の安定と向上

を図るため、県等関係機関との連携のもと、消費者啓発や情報提供の推進、相談体制の充実を図ります。





5. 定住と交流を育むよしのがり

① 土地の有効利用

水と緑の美しい自然環境と貴重な歴史・文化環境、便利で安全な生活環境、活力ある産業環境が調和した、町の一体的・持続的発展を図るため、国土利用計画及び農業振興地域

整備計画に基づき、また都市計画マスタープランの策定のもと、土地利用の明確化と適正な規制・誘導に努め、計画的な土地利用を推進します。

② 市街地の整備

環境と共生する快適で安全な居住環境と産業や文化の集積を生み出す魅力ある市街地の形成に向け、都市計画マスタープランに基づき、町民との協働のもと、土地区画整理

事業等による土地の高度利用を進め、都市機能の集積や居住系市街地の整備、産業立地基盤の整備等を進めます。

③ 住宅施策の推進

定住・移住の促進、快適・安全・安心な居住環境づくりに向け、居住系市街地の計画的整備等による良好な環境の新たな住宅地の形成を進めるほか、町営住宅については、

高齢者や障がい者、子育て家庭が安全で安心して暮らせる住まいづくり、総合的な居住環境の向上といった視点に立ち、老朽化住宅の建替・改善等を計画的に推進します。



④ 道路・交通網の充実

恵まれた交通立地条件を生かし、さらに高める視点に立ち、総合的な道路整備計画の策定のもと、国・県道の整備を積極的に働きかけていくとともに、幹線町道や身近な生活道路の整備及び維持管理を計画的、効率的に推進します。

また、JR長崎本線について、吉野ヶ里公園駅

への特急停車など利便性向上を働きかけていくほか、九州新幹線西九州ルート整備への適切な対応に努めます。

さらに、高齢者等の交通弱者にとって不可欠な交通手段として、路線バスの維持・確保、コミュニティバスの一層の充実に努めます。

⑤ 情報化の推進

地域活性化と町民生活の質的向上に向け、全庁的な体制整備及び情報化に関する計画の策定のもと、光ケーブルによって結ばれた超高速情報通信網の利用を促進し、だれもが等しく情報サービスを利用できる環境づくりを進めるとともに、行政内部の情報化の一層の推進、町民の多様なニーズに対応した各分野

※安全、保護

における情報サービスの提供を図り、電子自治体の構築と町全体の情報化を一体的に推進します。

また、だれもがこれらを安心して利活用することができるよう、情報化に関する学習・教育の充実、情報セキュリティ^{*}対策の強化を図ります。

⑥ ダム関連事業の推進

水源地域の活性化に向け、五ヶ山ダム水源地域整備計画に基づき事業を進めます。具体的には、道路、林道、農林業共同利用施設、

スポーツ・レクリエーション施設、総合文化センターなど、農林業や観光などの産業基盤や生活基盤に関する施設等の整備を推進します。





6. 共につくる自立したよしのがり

① 男女共同参画の促進

男女が性別にかかわらず、社会のあらゆる分野に対等な立場で参画し、その個性や能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画に関する指針の策定のもと、意識改革をはじめ、幅広い

分野における政策・方針決定過程への男女共同参画、労働・雇用における男女共同参画、ドメスティック・バイオレンス^{*}などのあらゆる暴力の根絶に向けた環境整備等を推進します。
※配偶者や恋人からの暴力行為

② 人権の尊重

同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に対する町民一人ひとりの理解を一層深め、社会を構成するすべての人々の人権が尊重

される社会の確立を図るため、あらゆる場を通じて人権教育や啓発活動を推進します。

③ コミュニティの育成

住民自治の個性的で自立した地域づくり、支え合い協力し合う地域づくりに向け、広報・啓発活動等を通じて町民の自治意識の高揚を図るとともに、活動拠点となる集会施設等の整備充実を促進します。

また、特色ある活動や地域計画策定への支援など、コミュニティの活性化をサポートする施策について検討・推進します。

④ 協働のまちづくりの推進

町民と行政との協働のまちづくり、新しい公共空間の形成に向け、町民参画・協働に関する指針づくりのもと、広報・広聴活動の一層の充実、円滑な情報公開の推進等を通じ、町民と行政との情報・意識の共有化を図ると

ともに、各種行政計画の策定、点検・評価、見直しや公共施設の整備・管理等への町民及び民間の参画・協働の促進など、多様な分野における町民と行政との新たな関係の構築を進めます。

⑤ 自立した自治体経営の推進

限られた経営資源を有効に活用し、本格的な地方分権時代に即した真に自立可能・持続可能な自治体経営を推進するため、行政改革大綱や集中改革プラン等の指針に基づき、行政評価の導入や民間活力の導入等による

事務事業の見直しをはじめ、業務内容の見直し等による組織・機構の再編、定数の削減や給与の適正化等による人員管理の適正化、歳入歳出一体改革による財政運営の健全化など、行財政改革を強力に推進します。

吉野ヶ里町総合計画「みんなの吉野ヶ里未来計画」基本構想の概要

本町の特性

- ① 脊振山地と佐賀平野、田手川に代表される水と緑の美しい自然環境・景観
- ② 日本最大級の環壕集落遺跡・吉野ヶ里遺跡をはじめとする貴重な歴史・文化資源
- ③ 佐賀・鳥栖・久留米三市に近接し、道路・交通網が整備された恵まれた交通立地条件
- ④ さざんか千坊館や山茶花の湯をはじめとする多彩な観光・交流資源
- ⑤ やさしく、郷土愛・地域連帯感の強い住民性、活発な住民活動
- ⑥ 効率的なまちづくり、町一体となった特色あるまちづくりが期待される人口規模と面積、自衛隊駐屯地の存在

時代の潮流

1. 地方の自立の時代
2. 住民参画・協働の時代
3. 少子高齢の時代
4. 環境保全・創造の時代
5. 安全・安心の時代
6. 地方産業再生の時代
7. 高度情報化の時代
8. 地球交流の時代
9. 質的価値重視の時代

町民の意識と期待

～住民アンケート調査にみる町民ニーズ～

まちの各環境に対する満足度と重要度

- 満足度
- 第1位 「下水道・排水処理施設の整備状況」
 - 第2位 「自然環境の豊かさ」
 - 第3位 「日常の買物の便利さ」

今後のまちづくりの特色について

- 第1位 「健康・福祉のまち」
- 第2位 「快適住環境のまち」
- 第3位 「環境保全のまち」

今後力を入れるべき施策について

- 第1位 「保健・医療の充実」
- 第2位 「高齢者施策の充実」
- 第3位 「子育て支援の充実」

まちづくり座談会にみる要望・提案／吉野ヶ里町子ども未来会議の提言

吉野ヶ里町発展への主要課題

- ① 少子高齢化の進行に対応した、総合的な保健・医療・福祉・子育て支援体制の整備
- ② 環境の保全と創造を基本とした、だれもが住みたくなる快適・安全・安心な生活環境の整備
- ③ 人材の育成と文化の薫り高いまちづくりに向けた、教育環境の充実、貴重な歴史・文化資源の一層の活用
- ④ 地域経済の活性化と雇用の場の創出、地域全体の活力の向上に向けた、自立した産業の育成
- ⑤ 町の一体的・持続的発展に向けた、魅力ある市街地の形成、道路・交通・情報ネットワーク等の整備
- ⑥ 地方分権時代に即した自立したまちの創造・経営に向けた、行財政改革の推進と協働体制の確立

まちづくりの基本原則

原則1 “吉野ヶ里スタイル”を追求するまちづくり

原則2 “人と環境”を重視したまちづくり

原則3 “わ”を大切にするまちづくり

将来像 人と緑と弥生の歴史が結び合う笑顔あふれる“わ”のふるさと

政策目標と施策

政策目標1

人にやさしい
よしのがり

- 健康づくり・医療体制の充実
- 地域福祉の充実
- 子育て支援の充実
- 高齢者支援の充実
- 障がい者支援の充実
- 社会保障の充実

政策目標2

快適で安全・安心な
よしのがり

- 環境自治体の形成
- 上水道の充実
- 下水道の充実
- 廃棄物処理等環境衛生の充実
- 公園・緑地の整備
- 消防・防災の充実
- 防犯・交通安全の充実

政策目標3

人と歴史・文化が輝く
よしのがり

- 学校教育の充実
- 生涯学習社会の形成
- スポーツの振興
- 歴史・文化の継承と創造
- 青少年の健全育成
- 国内外との交流活動の促進

政策目標4

活力と
にぎわいあふれる
よしのがり

- 観光の振興
- 農林業の振興
- 商業の振興
- 工業の振興
- 雇用対策・勤労者福祉の充実
- 消費者対策の充実

政策目標5

定住と交流を育む
よしのがり

- 土地の有効利用
- 市街地の整備
- 住宅施策の推進
- 道路・交通網の充実
- 情報化の推進
- ダム関連事業の推進

政策目標6

共につくる自立した
よしのがり

- 男女共同参画の促進
- 人権の尊重
- コミュニティの育成
- 協働のまちづくりの推進
- 自立した自治体経営の推進